

介護老人保健施設 さくら 介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人 聖和会 介護老人保健施設 さくら（以下、「施設」という。）が行う指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を図るために、人員および管理、運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護者の心身の状況等に応じた適切な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能回復を目指し、日常生活の自立に資するよう適切なケアと訓練を行う。

2. 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導または説明を行う。
3. 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の病状および心身の状況または生活環境等の把握に努め、適切なサービスを提供する。また、認知症状態にある要介護者に対して、その特性に即したサービス提供ができる体制を整える。
4. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 事業所は、介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名 称 介護老人保健施設 さくら
2. 所在地 厚木市上古沢1915番地

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第4条 管理者兼医師 常勤1人以上
管理者は従業者の管理、業務の実施状況の把握その他を一元的に管理する。
医師は、利用者の健康を維持管理する上で、適切な診察、保健指導を行うとともに、職員に対しリハビリテーションの具体的な方針を指示する。

2. 介護職員 常勤換算4人以上
介護職員は、利用者の介護業務を行うとともに、医師および理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と共同してリハビリテーション計画の作成等を行う。

3. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 常勤換算1人以上

理学療法士または作業療法士は、利用者に対し医師の診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画の作成を行う。

(指定通所リハビリテーション事業の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1日40名の1単位とする。

(営業日および利用時間)

第6条 営業日 月曜日から金曜日（祝祭日を含む。ただし、12月30日から1月3日までの5日間を除く。）

2. 営業時間 午前7時30分から午後7時00分までとする。

3. 利用時間 午前9時45分から午後4時00分までとする。

また、時間延長については、提供時間帯（8時間）の前後1時間までの2時間の延長サービスを行う。

(指定通所リハビリテーションの内容および利用料)

第7条 介護予防通所リハビリテーション計画の作成、リハビリテーションの実施。

2. 関係市町村、居宅介護支援事業者、医療機関等との連絡調整。

3. 利用料は、国が定める指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用額とし、利用料およびその他の費用については、別添利用料金表に従い支払われるものとする。

4. 前項の費用の支払いを受けるには、利用者またはその家族に対して費用についての説明を行った上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業区域は、厚木市荻野、及川、戸室、愛名、七沢地区とする。

2. その他の地域については、利用者の身体的負担を考慮する上で施設より30分圏内を送迎範囲とする。

(サービス利用上の留意事項)

第9条 サービス提供者の指導のもと各種サービスを利用し、残存機能の維持向上を目指す。

2. サービスを受けやすい服装および靴を着用する。

3. 他の利用者と和を保つよう心がける。

4. 施設内の設備および什器備品等について大切に扱う。

5. 身体に変調を感じた場合、速やかに職員に申し出ること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針（別紙）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2. 施設は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行う。
3. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
4. 施設は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、施設の故意又は過失によらないときは、この限りではない。
5. 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
6. 前5項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第11条 万一の災害時には、利用者の安全確保を最優先とし、迅速な行動に努める。

2. 消火・通報・避難・救出訓練を年2回以上（夜間想定訓練1回を含む）を実施し、関係職員の安全意識に対する啓発を行う。なお、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
3. 近隣施設および地元自治会との間に防災協定を結び、協力体制を確立する。
4. 災害発生に備え、利用者の非常食を備蓄し、その他防災用品を備える。
5. 関係機関および職員の緊急連絡網を整備し、災害発生時には速やかに自衛消防隊を編成し、関係機関に対する連絡および被害を最小限に食い止めるよう初動対応を行う。
6. 防火対象物に対する定期点検を月1回行い、記録簿を作成する。
7. 防災計画書に基づき、火災のみならず、風水害、地震等の災害についても、上記内容と同様非常災害対策を行う。
8. 防火管理者を設置する。

(協力医療機関・協力歯科医療機関)

第12条 利用者等の病状の急変に備える為、協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、病状の悪化した利用者については、担当医師、協力医療機関と連携し、速やかに適切な処置を講ずる。

協力医療機関

名称	医療法人 鉄蕉会 亀田森の里病院
所在地	神奈川県厚木市森の里3-1-1
電話番号	046-247-2121

協力医療機関

名称 医療法人 徳洲会 湘南厚木病院
所在地 神奈川県厚木市温水 1 1 8 - 1
電話番号 0 4 6 - 2 2 3 - 3 6 3 6

協力歯科医療機関

名称 医療法人社団 厚生会 妻田ナンバ歯科医院
所在地 神奈川県厚木市妻田北 1 - 2 - 3 妻田ビル 2 F
電話番号 0 4 6 - 2 2 4 - 4 1 8 2

(苦情処理)

第 1 3 条 事業所は、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。また、1 階電話コーナーにご意見箱を設置する。

2. 受付担当窓口

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号	0 4 6 - 2 5 0 - 0 6 0 0
	fax 番号	0 4 6 - 2 5 0 - 0 5 1 1
	支援相談員	
	対応時間	午前 9 : 0 0 ~ 午後 6 : 0 0

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (厚木市福祉介護課高齢福祉係)	所在地	厚木市中町 3 丁目 1 7 番 1 7 号
	電話番号	0 4 6 - 2 2 5 - 2 2 4 0
	fax 番号	0 4 6 - 2 2 4 - 4 5 9 9
	対応時間	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	横浜市西区楠木町 2 7 番地 1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
	fax 番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 6
	利用時間	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

3. 利用者等から寄せられた苦情については、「苦情記録管理簿」を作成し、管理者および各担当者と協議し改善に努める。

(身体拘束等)

第14条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得なく一時的に身体拘束を行う場合、利用者及び家族に対し、十分な説明を行い理解を得た上で、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待防止のための指針を整備する。
4. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
5. 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用し供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2. 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
3. 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
4. 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

5. 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
6. 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会設けると共に業務改善に積極的に取り組み、施設環境の整備を推し進めること。

2. 介護職員の質的向上を目的とした研修を年1回以上行う事とする。
3. 事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
4. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
5. 従業員であったものが、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう就業規則に則って遵守させる。
6. 事業所は、適切な介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示又は配架する。
8. 本規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 聖和会 と管理者との間で協議し定めるものとする。

附則	この規程は、平成16年	4月	1日	制定。
	この規程は、平成18年	11月	1日	変更。
	この規程は、平成20年	4月	1日	変更。
	この規程は、平成22年	2月	1日	変更。
	この規程は、平成24年	5月	1日	変更。
	この規程は、平成28年	6月	1日	変更。
	この規程は、平成28年	9月	1日	変更。
	この規程は、平成29年	2月10日		変更。
	この規程は、平成30年	6月	1日	変更。
	この規程は、令和元年	11月1日		変更。
	この規程は、令和3年	4月	1日	変更。
	この規程は、令和6年	5月	1日	変更。
	この規程は、令和6年	9月	1日	変更。